

第3回 岡崎市公契約条例協議

会議資料

令和7年2月

目次

岡崎市公契約条例に係る取組について — 3

岡崎市公契約条例に係る取組の見直しについて — 4

現在の労働環境確認措置の内容 — 5

労働環境確認措置の変更案まとめ — 7

岡崎市公契約条例に係る取組について

① 岡崎市公契約条例について

公契約に従事する労働者の、適正な労働環境を確保することで、市民に提供されるサービスの充実、品質の確保等を図り、市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に制定。令和2年4月に施行。

② 条例第6条に基づく確認措置について（労働環境確認措置）

条例第6条の規定に基づき、対象となる公契約を受注する事業者は、岡崎市に労働環境報告書を提出。報告書をもとに、公契約に従事する労働者の労働環境が適正かどうかを確認。

岡崎市公契約条例第6条（確認措置）

市長等は、規則又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規定で定める公契約の事業者等に対し、当該公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するために、必要な措置を講ずるものとする。

岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱第5条（確認の方法）

確認の方法は、労働条件、労働時間、賃金その他の労働条件について、事業者が労働環境報告書（様式第2号）を市に提出することにより行うものとする。（以下略）

岡崎市公契約条例施行規則附則2（見直し）

市長は、この規則の施行後5年以内を目途として、条例第6条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

岡崎市公契約条例に係る取組の見直しについて

○岡崎市公契約条例施行規則附則2に基づく見直しについて

施行規則附則2にて、規則の施行後5年以内に、労働環境確認措置について必要な見直しを行うことを規定。

○第1回及び第2回協議の内容の要旨

○第1回（令和6年7月30日）

- ・公契約条例の目的、概要、労働環境確認措置の現状、課題について説明し、措置の変更案等について意見聴取

→主な変更案

- ①PFI事業の契約を労働環境確認措置の対象に追加
- ②労働環境報告書の提出方法を専用システムに変更
- ③現場説明会からインターネットを使った説明に変更
- ④労働者向けアンケートの用意

→主な意見

- (1)現場説明会の継続
- (2)一人親方に係る労働環境に対する取組の追加
- (3)業務の確認措置対象範囲の変更
- (4)労働環境報告書に対する疑義の申出者の秘密確保の配慮

○第2回（令和6年11月25日）

- ・第1回の主な意見を考慮した、措置の変更案を提示

→主な変更案

- ①現場説明会を希望制に変更し、説明会実施の希望を労働者向けアンケートで受付
- ②国交省の一人親方向けリーフレットを資料内に紹介
- ③業務及び指定管理の確認措置対象を、業種に関わらず1億5,000万円以上に変更
- ④労働環境報告書の疑義に係る申出を匿名のアンケートで受付

→主な意見

- (1)労働者に向けた、分かりやすい取組の説明の充実
- (2)事業者に向けた、取組の説明機会の確保

⇒変更案に基づき執り進めることについて了承を得た。

現在の労働環境確認措置内容①（取組内容）

○労働環境確認措置の目的

- ・対象の公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保、労働環境の整備の確認

→その実現のため…

- ・事業者が作成する労働環境報告書を、岡崎市と労働者の双方で確認。
- ・労働環境報告書の内容に疑義があれば、必要に応じ調査を行う。

具体的な取組内容

1. 労働環境報告書の提出、掲示

○対象の公契約を受注する事業者は以下を実施

- ・労働環境報告書に必要事項を記入し岡崎市契約課に提出
 - ・契約の現場（現場事務所等）に労働環境報告書を掲示
- 従事労働者は自身が所属する事業者の労働環境報告書を確認できる。

2. 現場説明会の実施

- 契約課職員及び事業担当課職員が契約の現場に赴き、従事労働者に対し公契約条例の概要、労働環境確認措置の内容について説明
- 適正な労働環境の実現のため、自身が所属する事業所の労働環境報告書を確認することを促す。

3. 労働環境報告書に係る申出書の受付

○労働者が、労働環境報告書の内容の疑義について岡崎市に申し出たい場合、労働環境報告書に係る申出書を契約課に提出

- ・契約課は対象事業者へ聞き取りなどを行い、改善が必要と判断した場合は労働環境改善通知書を事業者へ通知
- ・事業者は契約課に労働環境改善報告書を提出
- ・改善がされていないと判断した場合、契約課は労働基準監督署へ通報（相談）

現在の労働環境確認措置内容②（対象範囲）

1. 工事

○予定価格1億5,000万円以上の工事

※労働環境報告書を提出する者
 →受注者及びすべての下請負者（一人親方及び50万円未満の一部受注の下請負者は除く）

2. 業務

○予定価格が1年当たり1,000万円以上の次の業務

- ・庁舎等の清掃業務
- ・庁舎等の警備業務（機械警備を除く）
- ・庁舎等の受付又は案内業務
- ・樹木等年間管理業務

※労働環境報告書を提出する者
 →受注者及びすべての下請負者（一人親方及び50万円未満の一部受注の下請負者は除く）

3. 指定管理

○指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の指定管理

※労働環境報告書を提出する者
 →指定管理者及び契約金額が1年当たり1,000万円以上の業務（「2. 業務」に記載の業務に限る）に係る下請負者

確認措置の実績件数			
年度	カテゴリ	対象案件数	労働環境報告書提出件数
令和3年度	工事	9	196
	業務	40	59
	指定管理	3	6
令和4年度	工事	5	189
	業務	40	55
	指定管理	4	17
令和5年度	工事	14	131
	業務	39	48
	指定管理	0	0

労働環境確認措置の変更案まとめ①

項目	現状	課題	変更案
労働環境報告書	<ul style="list-style-type: none"> ○報告書の内容 労務に関する一般的に順守すべき事項を列挙 ○提出方法 定期的に事業者が下請け分を含めメールで市（契約課）に送信（持参も可。）。 ○労働者への周知 対象事業者が作成した報告書は現場事務所等に掲示等により周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>報告書を複数の契約で作成している事業者にとって作成が形骸化している恐れがある。</u> ・<u>メールによる提出は情報漏洩リスクが高く、手間も大きい。</u> ・<u>労働者への効果が分かりにくい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○報告書の内容の改善 労務に関する一般的に順守すべき事項に加えて、各企業の労働環境の改善に向けた取組の記入欄を追加 ○提出方法の改善 専用の提出フォームを作成し、情報漏洩リスクを下げ、提出に伴う事務手間を減らす。 ○労働者向けアンケートの常時実施（匿名） 労働環境報告書、現場説明会希望、労働環境報告書に係る申し出を網羅したアンケートを実施する。
現場説明会	<ul style="list-style-type: none"> ○現場説明会での説明内容 <ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例の趣旨 ・労働環境報告書の確認依頼 ・市への申し出方法 ○開催頻度 原則1契約1回 ○説明会参加者 市職員（事業担当課及び契約課） 労働者（当日参加ができるもの） ○説明方法 資料配布及び口頭による説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>開催日の調整の手間が大きく、複数回の開催は困難</u> ・<u>天候等の影響により開催できなかった場合、再調整が必要となる。</u> ・<u>説明会に参加できる人数は限られており、説明会に参加できた人と参加できなかった人で理解度が変わってしまう。</u> ・<u>限られた時間の中での口頭説明は、十分な理解を得られない可能性がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○現場説明会を希望制に変更 現場説明会の開催を労働者から希望があった場合とし、複数開催も可とする。 ○現場説明会の開催日を予め絞る 希望があった日の2週間後を目途に調整を行う。 ○インターネットでの情報発信の充実 インターネット環境を活用した説明、案内の充実（将来的には動画配信も） ○労働者向けアンケートの常時実施（匿名） 労働環境報告書、現場説明会希望、労働環境報告書に係る申し出を網羅したアンケートを実施する。
労働環境報告書に係る申し出	<ul style="list-style-type: none"> ○申し出の内容 ・特定の事業者の労働環境報告書について自由記述による申し出 ○申し出の方法 ・郵送又は持参 ○市の対応 ・対象事業者への指導 ○申し出をした者の保護 ・要綱において、申し出をした者に対して不利益な取り扱いを禁止することを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>持参又は郵送による提出は、電子的な提出より手間が大きい</u> ・<u>申し出を受けた企業が特定されるため、申し出をされた方が特定される恐れがある。</u> ・<u>市が対象事業者へ指導を行うにしても、強制力はない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者向けアンケートの常時実施（匿名） 労働環境報告書、現場説明会希望、労働環境報告書に係る申し出を網羅したアンケートを実施する。 ○申し出内容を選択式に変更 違反の恐れがある内容を選択方式に変更 ○全対象事業者への周知 申し出があった場合、全ての対象事業者に対して、申し出内容を知り ○市の直接指導の廃止 事業者に改善が見られなかった場合は労働基準監督署へ相談するように案内

労働環境確認措置の変更案まとめ②

項目	現状	課題	変更案
対象範囲	<p>○工事 予定価格1億5,000万円以上</p> <p>○業務 予定価格が1,000万円以上の業務のうち、次に該当するもの</p> <p>① 庁舎等の清掃 ② 庁舎等の警備（機械警備を除く） ③ 庁舎等の受付又は案内 ④ 樹木等管理業務</p> <p>ただし、1年を超える契約にあっては12箇月当たりの予定価格が1,000万円以上のもの</p> <p>○指定管理 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の指定管理 労働環境報告書の提出対象は、上記の指定管理者及び1年当たり1,000万円以上の業務（業務の①～④に該当するもの）の下請負者</p>	<p>・対象業務は毎年定期的に発注されるものが多く、前年と同じ事業者が対象になる場合が多々あり、取組の効果が限定されてしまう恐れがある</p> <p>・特定の業種に限定しているため、対象を拡大するためには業種の追加が必要であるが、どの業種を追加すべきかの判断が困難</p> <p>・対象とならない大型の業務がある。</p> <p>・契約金額が多額かつ長期間の大規模な契約であるPFI事業契約が対象外となっている。</p>	<p>○工事 予定価格1億5,000万円以上（変更なし）</p> <p>○業務 業種に関わらず予定価格1億5,000万円以上の業務</p> <p>○指定管理 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1億5,000万円以上の指定管理 下請負者の対象は、業種に関わらず契約金額1億5,000万円以上の業務</p> <p>○PFI事業契約（新規） 予定価格1億5,000万円以上のPFI事業の契約（公共施設等運営事業の契約を除く。） 労働環境報告書の提出対象は以下のとおり。</p> <p>① 選定事業者 ② 工事の請負（契約金額が1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者及びすべての下請負者 ③ 業務の委託（契約金額が1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者</p>

継続的な見直し

○労働環境確認措置は、事業者の負担を軽減し、労働者からのレスポンスを期待した仕組みに変更した。労働者のレスポンスの状況を把握することによって、公契約条例の効果がより明確になった。

○労働環境確認措置の対象は、金額の基準のみに変更した。今後は金額を引き下げることで対象を拡大することが可能となり、拡大の方向性が明確になった。

5年以内を目途に効果を検証し、必要な改善を引き続き行う。